

身体障害者診断書・意見書（肝臓機能障害用）



氏 名	大正・昭和 平成・令和	年 月 日生()歳	男・女
住 所			
① 障害名 肝臓機能障害			
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 自然災害、疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日		昭和 平成 年 月 日・場所 令和	
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)			
障害固定又は障害確定(推定) 昭和・平成・令和 年 月 日			
⑤ 総合所見(障害の程度を詳細に記入。)			
〔将来再認定 要(軽症化・重症化)・不要〕 〔再認定の時期 令和 年 月〕			
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日			
病院又は診療所の名称 所 在 地		医 師 氏 名(自 署)	
診療担当科名 科		(自署でない場合は氏名の右に押印してください)..... [※身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師]	
身体障害者福祉法第15条第3項の意見		〔障害程度等級についても参考意見を記入〕	
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		・該当する (級相当) ・該当しない	
注意	1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、尼崎市社会保障審議会から改めてお問い合わせする場合があります。		

肝臓の機能障害の状況及び所見

1. 肝臓機能障害の重症度

	検査日（第1回）		検査日（第2回）	
	年	月 日	年	月 日
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ		なし・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	
腹水	なし・軽度・中程度以上 (概ね 0)		なし・軽度・中程度以上 (概ね 0)	
血清アルブミン値		g/dl		g/dl
プロトロンビン時間		%		%
血清総ビリルビン値		mg/dl		mg/dl

合計点数	点	点
(○で囲む)	5～6点・7～9点・10点以上	5～6点・7～9点・10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を含む 3項目以上における 2点以上の有無	有・無	有・無

注1 90日以上180日以内の間隔において実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。

注2 点数は、Child-Pugh 分類による点数を記入すること。

<Child-Pugh 分類>	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	昏睡（Ⅲ以上）
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dl超	2.8～3.5g/dl	2.8g/dl未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/ dl未満	2.0～3.0 mg/ dl	3.0mg/ dl超

注3 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム（1981年）による。

注4 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね10以上を軽度、30以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

2. 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを 摂取していない	○ ・ ×（認定対象外）	○ ・ ×（認定対象外）
改善の可能性のある 積極的治療を実施	○ ・ ×（認定対象外）	○ ・ ×（認定対象外）

3. 肝臓移植

肝臓移植の実施	有・無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有・無		

注5 肝臓移植を行った者であって抗免疫療法を実施している者は、1.2.4.の記載は省略可能である。

4. 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値 5.0mg/dl以上 検査日： 年 月 日	有 ・ 無
	血中アンモニア濃度 150 μ g/dl以上 検査日： 年 月 日	有 ・ 無
	血小板数 50,000/mm ³ 以下 検査日： 年 月 日	有 ・ 無
症状に影響する病歴	原発性肝がん治療の既往 確定診断日： 年 月 日	有 ・ 無
	特発性細菌性腹膜炎治療の既往 確定診断日： 年 月 日	有 ・ 無
	胃食道静脈瘤治療の既往 確定診断日： 年 月 日	有 ・ 無
	現在の B 型肝炎又は C 型肝炎ウイルスの持続的感染 最終確認日： 年 月 日	有 ・ 無
日常生活活動の制限	1 日 1 時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月 7 日以上ある	有 ・ 無
	1 日に 2 回以上の嘔吐あるいは 3 0 分以上の嘔気が月に 7 日以上ある	有 ・ 無
	有痛性筋けいれんが 1 日に 1 回以上ある	有 ・ 無

該当個数	個
補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の有無	有 ・ 無

<参考>

身体障害認定基準（肝臓機能障害個別事項）

- (1) 等級表 1 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
- (ア) Child-Pugh 分類（注 26）の合計点数が 7 点以上であって、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む 3 項目以上が 2 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。
- (イ) 次の項目（a～j）のうち、5 項目以上が認められるもの。
- a 血清総ビリルビン値が 5.0mg/dl 以上
 - b 血中アンモニア濃度が 150 μ g/dl 以上
 - c 血小板が 50,000/mm³ 以下
 - d 原発性肝がん治療の既往
 - e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往
 - f 胃食道静脈瘤治療の既往
 - g 現在の B 型肝炎又は C 型肝炎ウイルスの持続的感染
 - h 1 日 1 時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月 7 日以上ある
 - i 1 日に 2 回以上の嘔吐あるいは 30 分以上の嘔気が月に 7 日以上ある
 - j 有痛性筋けいれんが 1 日に 1 回以上ある
- (2) 等級表 2 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
- (ア) Child-Pugh 分類（注 26）の合計点数が 7 点以上であって、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む 3 項目以上が 2 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。
- (イ) (1) - (イ) の項目（a～j）のうち、a から g までの 1 つを含む 3 項目以上が認められるもの。
- (3) 等級表 3 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
- (ア) Child-Pugh 分類の合計点数が 7 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。
- (イ) (1) - (イ) の項目（a～j）のうち、a から g までの 1 つを含む 3 項目以上が認められるもの。
- (4) 等級表 4 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
- (ア) Child-Pugh 分類の合計点数が 7 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。
- (イ) (1) - (イ) の項目（a～j）のうち、1 項目以上が認められるもの。
- (5) 肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去（軽減）状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、1 級に該当するものとする。